

平成19年第2回阿波市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成19年7月3日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（21名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 森本節弘 | 2番 江澤信明 |
| 3番 正木文男 | 4番 笠井高章 |
| 5番 児玉敬二 | 6番 松永 涉 |
| 7番 篠原啓治 | 8番 吉田 正 |
| 10番 木村松雄 | 11番 阿部雅志 |
| 12番 岩本雅雄 | 13番 稲井隆伸 |
| 14番 武田 矯 | 15番 月岡永治 |
| 16番 三木康弘 | 17番 香西和好 |
| 18番 出口治男 | 19番 原田定信 |
| 20番 三浦三一 | 21番 稲岡正一 |
| 22番 吉川精二 | |

欠席議員（なし）

会議録署名議員

| | |
|----------|----------|
| 18番 出口治男 | 20番 三浦三一 |
|----------|----------|

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

| | |
|---------------|---------------|
| 市長 小笠原 幸 | 副市長 野崎 國勝 |
| 収入役 光永 健次 | 教育長 板野 正 |
| 総務部長 八坂 和男 | 市民部長 洙田 藤男 |
| 健康福祉部長 秋山 一幸 | 産業建設部長 吉岡 聖司 |
| 教育次長 森口 純司 | 総務部次長 田村 豊 |
| 市民部次長 岡島 義広 | 健康福祉部次長 笠井 恒美 |
| 産業建設部次長 岩脇 正治 | 吉野支所長 岡村 清 |
| 土成支所長 佐藤 吉子 | 市場支所長 成谷 洋子 |
| 財政課長 遠度 重雄 | 水道課長 森本 浩幸 |
| 農業委員会局長 大西 利夫 | |

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助 事務局主幹 平 岡 道 代
事務局長補佐 友 行 仁 美 事務局主任 加 納 一 郎

議事日程

日程第 1 議案第 4 2 号 平成 1 9 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 号）について
追加日程第 1 議案第 4 2 号の撤回の件

追加日程第 2 議案第 5 9 号 平成 1 9 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 号）につい
て

日程第 2 議案第 4 3 号 平成 1 9 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1
号）について

日程第 3 議案第 4 4 号 平成 1 9 年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
について

日程第 4 議案第 4 5 号 平成 1 9 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
について

日程第 5 議案第 4 6 号 阿波健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改
正について

日程第 6 議案第 4 7 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて

日程第 7 議案第 4 8 号 阿波市体育施設条例の一部改正について

日程第 8 議案第 4 9 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 1 工区）請負契約
の締結について

日程第 9 議案第 5 0 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 2 工区）請負契約
の締結について

日程第 1 0 議案第 5 1 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 3 工区）請負契約
の締結について

日程第 1 1 議案第 5 3 号 字の区域の変更について

日程第 1 2 議案第 5 4 号 阿波市道路線の認定について

日程第 1 3 請願第 1 号 産業廃棄物等から自然環境と生活環境を守るための請願書
について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 1 4 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時18分 開議

○議長（三木康弘君） それでは、ただいまの出席議員数は21名で全員で定足数に達しており、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を求めます。

月岡委員長。

○議会運営委員長（月岡永治君） おはようございます。

議長の指名がございました。議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る6月26日に開かれた総務常任委員会において予算計上された1,300万円、議案第42号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）でございましたけども、これは否決されました。これを受けまして、理事者より同議案の撤回請求の提出がありました。この取り扱いの協議のため、本日9時30分より第1委員会室において委員全員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その結果は、今議長がおっしゃったように、理事者の請求どおり、議案第42号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）の撤回を追加日程として議題とすることを決定いたしましたので、ご報告いたします。市議会の円滑な運営ができますよう、議員並びに理事者の皆様方のご協力をお願いいたします。委員長報告といたします。

○議長（三木康弘君） 委員長の説明が終わりました。

~~~~~

日程第1 議案第42号 平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（三木康弘君） 日程第1、議案第42号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につきまして、所管の常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長松永渉君。

○総務常任委員長（松永 渉君） おはようございます。

議長のご指名がありましたので、総務常任委員会に付託されました議案第42号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について所管部分について審査の経過並びに結果をご報告を申し上げます。

議案第42号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）所管部分について、委員

より、公有財産購入費で購入予定の場所は、上板町のし尿処理をする前、石井町でやる予定の土地であったのか、また面積はどのくらいあるのかとの質疑があり、理事者から、購入予定の土地は上板と土成で共有している土地で、以前川島町でやっていたごみ焼却場の焼却灰置き場で、最終処分場として2町で購入した土地であり、全体の面積で7,300平米、7反3畝ですとの答弁でした。

次に、全体の面積の7反3畝を1,300万円で購入するという解釈でよいのか、また購入後用途はどのようにするのかとの質疑があり、理事者から、この土地は昭和52年9月に上板町と土成町で購入した土地で、全体で7,300平米、登記は2分の1ずつの持ち分ですが、名目上は共有地となっているので、上板町分の権利を1,300万円で購入し、阿波市で自由に使用できるようにし、建設課より、建設残土の再利用が義務づけられておりますので、残土のリサイクルのための仮置き場として使用したいとの申し入れがありましたので、購入予定になったとの答弁です。

次に、この土地の評価額は幾らで、持ち分比率で言えばどのくらいで、購入価格は適正であるかどうかとの質疑があり、理事者から、全体の評価額でいきますと平米当たり4,240円、反当たり約420万円です。これでいきますと、そのうちの2分の1で約200万円ということで、評価額としましては適正な額であると考えておりますとの答弁でした。

次に、工事を業者に発注すると、請け負った業者が残土について処理をしていくと思うが、市が残土置き場を確保する必要があるのか、また残土で使用できる部分とできない部分についてはどのようにするのかとの質疑があり、理事者から旧町るとき業者任せでお願いしていたわけですが、本来発注者が最終まですべて責任を負わなければいけない、今国土交通省の方から建設残土のリサイクルを義務づけられており、土が足りない場合には土の購入も認められおらず、他の現場で出た土をストックしておいて使用するようにとの指導であり、そのために残土置き場が必要となります。また、リサイクルできない分については、最終処分場へ搬入処理されているとの答弁でありました。

次に、1,300万円出して土地を購入して、残土のリサイクルに使用すると言うが、両方の共有地で持っていたので、上板町に使わせてもらっていたのではなく、もともとは自分たちのものであったのだから、上板町と話し合いをつけて、そのまま使用できたのではないか、また一般質問でもあったが、市の持っている公有財産が非常に多い中で、それを処分して財政に充ててはどうかという質問も出ており、お金を出して購入しなくても、

市の財産で別の場所が使用できるのではないかとの質疑があり、理事者は、共有地となっており、上板町にも権利があるので了承が必要となるので、話し合いの結果、購入の方向で進めました。また市の公有財産の使用については、いろいろなところを探してみたが、残土置き場に使用するためにはかなりの費用を必要とし、この土地は現在焼却灰を置いており、最終処分場でもあり他に転売するわけにはいかず、市の方で管理して、残土の捨て場として利用もでき、一石二鳥であるとの答弁でした。

次に、更地で焼却灰も埋まっていないような土地ならまだしも、上板町の埋めた残土の灰などを継承するとなると何千万円も要り、この処理に土地代どころではないが、その灰について今後どのようにしていくのかなどの質疑が多くあり、1時間30分程度審議を重ねましたが、理事者側より明確な回答が得られず、議案第42号の所管部分について採決をいたしました。起立採決の結果、起立なしで、本案は否決となりました。

以上、総務委員長の報告といたします。

○議長（三木康弘君） 以上で総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、委員長報告についての質疑を行います。

付託事件に対する質疑は、既に本会議、委員会で尽くされておりますので、委員長報告に対する質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長木村松雄君。

○文教厚生常任委員長（木村松雄君） 皆さんおはようございます。

議長の指名がございましたので、議案第42号について文教厚生常任委員会の審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

議案第42号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）所管部分について、教育関係として、委員より吉野グラウンドのトラクターの購入費で、グラウンドそのものはごみの焼却施設の周辺対策事業として整備をされたが、後の維持管理は市の方で全部するかとの質疑に、備品のトラクターについては周辺対策の基金で購入するというので今回予算をお願いしている、後の維持管理については、今のところは一般財源というようなことで考えているとの答弁でした。

年間維持費はどれくらいの金額を見込んでいるのか、また吉野グラウンドの年間利用回数をどのくらい見込んでいるのかとの質疑に、理事者より維持管理の予算は年間約400万円ぐらい必要でないかと考えている、特に維持管理費が400万円と他の施設に比べまして高額なことについては全面芝、天然芝ということで芝の維持補修、それに伴う費用にほとんどを要するというので、できるだけ維持費が安くつくように使用する各団体に協力をお願いしたいと考えている、また年間利用回数は4月から8月までは芝の養生ということで、9月1日付で使用開始にしている。天然芝に伴い使用をした場合に、1回の使用について3日間ぐらいの芝養生が必要で、それから計算すると、月平均8回から9回の使用が可能でないかとの答弁でした。

吉野グラウンドにトイレがなく、競技をする上で、競技場を利用するとき支障はないのかとの質疑に、理事者より、現在新しくトイレを設ける方向で概算ですが設計等をしており、周辺対策事業でお願いできないか協議をしている、結論が出次第できるだけ早く、できたら年度内に完成するようにしたいと事務的には作業を進めておりますとの答弁でした。

委員より、図書館費で指定管理になっているのに、図書館管理費報奨金を30万円組んでいるが、この説明をお願いしたいとの質疑があり、理事者より、現在4月1日から図書館流通センターの方に業務委託をしている、当初に協定書を巻いているが、その中で新刊図書等の購入時に関しては、教育委員会と協議して合意した後に行うものとなっている、新刊図書購入時の図書選定委員会というのが必要になるので、これに伴う委員報酬ですとの答弁でした。

また、30万円は少し高いのではないかと、図書選定委員会を毎月でなく、2カ月か3カ月に1回ぐらいでは対応できないのかとの質疑に、新刊図書購入に当たっての選定委員の中で許可されたものでなかったら購入ができないということで、最低月1回はしなければ、2カ月に1回とか3カ月に1回というのでは、チェック体制がとれないとの答弁でした。

次に福祉部関係として、委員より児童館費の中の児童育成指導業務委託料が117万円の補正で出ているが、委託料としての取り方ですが、今までは賃金とか人件費で出ている。児童館の中で、委託と一般業務との分類ができるのか、臨時賃金で出すのが正しいのではないかと質疑があり、理事者より、委託費の117万円については児童館の嘱託職員の補充であり、賃金より支出することとし、9月補正において予算更正をするとの答弁

でした。

その他慎重審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会の議案第42号の所管部分について審査の経過並びに結果の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 文教厚生委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありますか。

稲岡正一君。

○21番（稲岡正一君） ただいま委員長報告をお聞きしたんですけれども、せっかくいいスポーツ施設ができたのに、トイレ設備がないということで非常に不便を感じておられる方がたくさんおると思うんです。やっぱり行政の責任で早くそういうトイレというのはどうしても必要なことなんですから、一日も早くして、施設の利用をしとる方がそういう不便を感じないようにぜひしていただきたいと思いますが、どのくらいの日程でいつごろできるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（三木康弘君） 文教厚生委員長。

○文教厚生常任委員長（木村松雄君） ただいまの稲岡議員の質疑にお答えをいたします。

先ほどもご報告申し上げましたとおり、ただいま今年度内の完成を目指して作業を進めておるということでございますが、詳細等につきましては、担当部の方よりご答弁申し上げますので、どうぞご理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（三木康弘君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） おはようございます。

先ほど、木村委員長からご報告申し上げましたように、教育委員会といたしましては、今年度中に完成がいたしますように今事務的に進めておりまして、また財政的な面につきましてもいろいろ協議をいたしておる最中でございます。できますれば、今年度中に完成で、執行していきたいというように考えております。

○議長（三木康弘君） 稲岡正一君。

○21番（稲岡正一君） ただいま次長の方からご答弁いただいたんですけれども、せっかくいい施設ができておるんですから、今年度中と言わんと即実行して、利用される方にそういう不便を与えないというようなことは極めて大事なことでないかと思っておりますので、



余りだらしがないで、もともとこれも予算がついた案件ですね、これはトイレのことはね。それなのに、なぜ流したのか、我々にはよく理由がわかりにくいんですが。それはそれとして、理事者の方におかれましても、ぜひ住民の方がそういう不便をこうむらないように、一日も早く施設をつくってあげてほしいということだけ要望しておきたいと思います。

○議長（三木康弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長児玉敬二君。

○産業建設常任委員長（児玉敬二君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、産業建設常任委員会に付託されました議案第42号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についての所管の部分について審査の経過と並びに結果をご報告を申し上げます。

本案に関しては、委員より、土成に計画の集会所の概要及び工事費について質疑があり、理事者より、計画の概要は木造平家建て、面積150平米、工事費が3,000万円、委託料が300万円で、計3,300万円、そのうち1割が地元負担で、300万円を歳入に計上している。利用者については、約104世帯が年間に300日程度を見込んでいたとの答弁でした。

また、委員より、6款農林水産費の農地・水・環境保全向上対策共同活動支援事業の阿波市内の申請情報、事業費、負担金等について質疑があり、理事者より、現在阿波市内で31区域から申請がある、全体の事業費は8,816万6,400円、そのうち国の補助金が2分の1で4,408万3,200円、そして県と市の負担が4分の1で2,204万1,600円となっており、その負担金については県の協議会に納めるものである。活動組織は、地元で立ち上げ、集落単位、集落営農単位、事業単位、水系単位などの構成で組織し、土地改良区については指導的立場として一体となって事業展開していただきたいとの答弁でした。

また、委員より、8款土木費の道路新設改良費、今回500万円の手数料の補正は、土地家屋調査士協会と委託契約という説明であったが、詳しい内容と金額が大きい、なぜ

委託料でなく手数料で支出するののかとの質疑があり、理事者から、この件は登記簿法の改正により市職員が事務処理をできなくなり、協会に委託するためのもので、1件当たり支出するため金額的にまとまらない関係で手数料で計上しているとの答弁でした。

その他慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における議案第42号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）所管部分について審査の経過と結果の報告とさせていただきます。

○議長（三木康弘君） 産業建設委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長報告を終わります。

暫時小休をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から、提出されておりました議案第42号について撤回したい旨の申し出がありました。

この際、議案第42号の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、この際議案第42号の撤回の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第1 議案第42号の撤回の件

○議長（三木康弘君） 追加日程第1、議案第42号の撤回の件を議題といたします。

市長より議案第42号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について撤回理由の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） おはようございます。

今、議員各位のお手元に撤回の理由の請求書をお配りをいたしました。このことにつきましてご説明を申し上げます。

平成19年6月12日に提出をいたしました議案第42号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について議案の撤回をいたしたくお願いを申し上げます。

同議案の総務費中、公有財産購入費を計上し、土地取得を予定しておりましたが、この件につきましてより一層の調査と検討をする必要がございますので、同議案の撤回をするものであります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） お諮りをいたします。

ただいま議案となっております議案第42号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）の議案の撤回の件を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号の撤回の件を承認することに決定いたしました。

暫時小休をいたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま市長から議案第59号平成19年度一般会計補正予算（第1号）についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、この際議案第59号を日程に追加し、議題といたしました。

~~~~~

**追加日程第2 議案第59号 平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について**

○議長（三木康弘君） 追加日程第2、議案第59号平成19年度阿波市一般会計補正予

算（第1号）についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第59号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）につきましては、先ほど撤回のご承認をいただきました議案第42号の予算案のうちから、歳入については繰越金を、歳出については総務費中公有財産購入費をそれぞれ1,300万円減額及び削除し予算編成を行ったもので、その他の項目につきましては変更はございません。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億9,700万円とするものでございます。

ご審議の上、ご了承くださいますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（三木康弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑の申し出がありませんので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第59号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより追加日程第2、議案第59号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第1号）

についてを採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 2 議案第43号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第44号 平成19年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第45号 平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第46号 阿波健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第47号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第48号 阿波市体育施設条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第49号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第50号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第2工区）請負契約の締結について
- 日程第10 議案第51号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第3工区）請負契約の締結について
- 日程第11 議案第53号 字の区域の変更について
- 日程第12 議案第54号 阿波市道路線の認定について
- 日程第13 請願第 1号 産業廃棄物等から自然環境と生活環境を守るための請願書について

○議長（三木康弘君） 次に、日程第2、議案第43号から日程第13、請願第1号までを一括議題といたします。

以上の案件につきましては、所管の常任委員会に付託してありますので、各委員長の報

告を求めます。

総務常任委員会委員長松永渉君。

○総務常任委員長（松永 渉君） 議長の指名がございましたので、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る6月26日に会議を開き、付託されました市長提出議案5件につきまして慎重に審査を行いました。その結果、市長提出議案5件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の経過でありました質疑など、その内容の主なものについて簡単にご報告を申し上げます。

まず、議案第43号平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。委員より、国民健康保険料率を上げるときに、附帯決議として、徴収率が92%を切ると交付税が2,700万円カットされるので、徴収率を92%を達成するように職員一丸となって守りますという議会と理事者側との約束だったと思うが、そのことについてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者から、担当者及び税務課員一丸となり、また5月の2週間余りについては、管理職全員を動員して徴収に努力をしたが、本年度も徴収率91.17%、額にして600万円余り徴収不足となり、まことに申しわけございませんとの答弁でありました。

次に、委員から、92%が高いクリアラインだったと言うが、もともと決まっていたことで、保険料改正時に附帯決議をして議決したという経緯があるのに実行されなかったということになると、議決した意味も議会の権威も非常に薄く、保険料改正して住民の負担だけを求めて、自分たちが努力せず、国からの恩恵を受けられなかったというのでは道理が通らない。阿波市ぐらいの規模になると、5億円ぐらいの基金が適正だと思うが、基金もわずかしかないので、繰越額を大きくすることによって基金もふえてくることにつながっていくのではないか。このことについてどのように考えているのかという質疑に対して、理事者から、国民健康保険料の値上げということですが、これにつきましては旧4町の統一をしたということで、上がった町も下がった町もあり、平均して税額で5,000万円程度の増額になっております。今後の対策としては、最終納期が2月なので、督促をして3月末、4月から集金となると日数も足りなくなるので、納期の見直しも検討し、申告していない人については6割、4割の減額対象にならないので、すべての方に申告をしていただくような形、減額できる部分は減額して、課税分母を減らすことにより徴収率を

上げていき、繰越金の増額につなげていく方法も考えておりますとの答弁でした。これに対して、委員から、このまま行くと、来年もますます会計が厳しくなり、努力もせずに料金だけが上げてくださいますのでは筋が通らないのではないかと、職員は最大限の努力をするべきだとの強い要請がありました。

次に、未納者に対して無保険ということか、また保険証を交付しているのか、それとも何らかの対策をとっているのかという質疑に対し、理事者からは、未納者については無保険というのではなく、資格証明書といって、保険料を払ってない人に対するペナルティーのようなものがある。それから、短期の被保険者証といって、納税相談等により分納の形をとっている人に発行しております。資格証明書については、19年度で40件、短期被保険者証については、現在で463件あるとの答弁でした。

次に、議案第44号平成19年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。理事者より、詳細に説明を受け、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第49号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）請負契約の締結について、議案第50号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第2工区）請負契約の締結について、議案第51号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第3工区）請負契約の締結についてまでであります。委員より、第1工区の契約先の富士通は、今談合で問題になっているところとは関係ありませんか、また一般競争入札となっており、入札は3社と聞いていますが、3社で一般競争入札だったのか、見積入札だったのかとの質疑があり、理事者から、今回の入札で落札したのは、富士通ネットワークソリューションズという会社で、問題はないと考えます。入札の内容についてですが、1工区の入札当日の参加業者は3社でしたが、一般競争入札で行いましたとの答弁でした。また、3社の入札ですが、当初から3社で入札する予定だったかどうか、何社を入札の対象としていたか、落札率は幾らだったのかとの質疑があり、理事者から、入札の計画については手続上閲覧があり、第1工区につきましては17社が閲覧、入札当時は1工区、2工区、3工区、それぞれ続けて入札を行い、1工区の入札に参加したのが3社であったということで、何社参加するかはわかりませんでした。落札率については、第1工区は73.5%であったとの答弁でした。

次に、第1工区はセンター局ということですが、18年度のときも工区に分けて大きな金額でセンター局の入札があったと思うのですが、そのときの請負金額は幾らで、なぜ前回一度に入札することができなかったのかとの質疑があり、理事者から、18年度の1工区の請負金額は8億5,040万5,500円で、センター局、サブセンター局の工事が

ありました。これは、センターの設置業務は当然入っておりますが、2工区、3工区が加入世帯の何千件という工事をしていく中で使用する音声告知器、軒下につける機械などすべてを一括購入して、それぞれ渡して、そこが工事をするという形になっております。また、関西局のデジタル放送の再送信という問題も発生するが、昨年度の段階では許可がおりておらず、制度上無理であるということで19年度の事業に盛り込んだとの答弁でした。

また、その他として、委員よりまちづくり計画ということで基本計画が出ておりますが、合併特例債を念頭に置いた、残りの年数を見込んだ優先的な重点的なまちづくりの骨格があるのかどうかとの質疑があり、理事者から、現在実施計画3年ということで、ローリング方式で事業を進めていくわけですが、私たちも実効性のある計画プランをとっていかうと考えて、今スタートをしかけておりますとの答弁でした。

委員より、板野郡西部学校給食センターの職員を公募せず採用したという記事が徳島新聞ニュースに掲載されていたが、市長は副管理者ですが、今の時代透明性が重視されておるところですが、これについて市長はどのようなお考えでしょうかとの質疑があり、理事者から、公募が望ましいとは思いますが、管理者が過去の慣例に従ったということで、適任者を選考で採用したということであり、今後については管理者も十分配慮いたしますというコメントをしておりますので、私もそうするべきでないかと思っておりますとの答弁でした。

以上、総務常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上、総務委員長報告を終わります。

○議長（三木康弘君） 以上で総務委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告についての質疑を行います。

付託事件に対する質疑は、既に本会議、委員会で尽くされておりますので、委員長報告に対する質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

暫時小休いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長木村松雄君。

○文教厚生常任委員長（木村松雄君） 議長の指名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る6月27日に会議を開き、付託されました一般会計補正予算以外に継続審査を含む4件について慎重に審査を行いました。

まず、議案第45号平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員より、介護保険料の今後の見通しはどうかとの質疑があり、理事者より、平成19年度、平成20年度は、所得段階、家族構成、家庭状況等が変わらない方については額は同じです。第4期事業計画は、平成20年度に夏ごろから策定の準備にかかる。阿波市の高齢者は、現在約25%の高齢化率であるが、これについては年々上がっていて、高齢者の増加に伴い認定者数もふえて、75歳以上の後期高齢者も阿波市の場合はかなり高い。これらを考えると、次の第4期保険料については、引き上げ額が1,000円以上にはならないと思うが、相応の引き上げはあると思うとの答弁でした。

その他、慎重審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号阿波健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案については、理事者より詳細に説明を受け、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号阿波市体育施設条例の一部改正について、委員より、グラウンドの夜間照明で、市場グラウンドをよく通るが、全然使っていないのにライトが赤々としている。今、コインで運用していると思うが、それをそのまま帰ってしまったら、コインが落ちるまでは照明がつき放しである。それは、非常に経費のむだと思うし、使用料をもらっているからというだけの運営のやり方から、もう一つ踏み込んで、使わないとき、または早く終わったときは電源を落として帰るというシステムにしたらどうか。電気代は全部市の財政にはね返ってくるから、運用と管理体制をもう少し考えたらどうかとの質疑があり、理事者より、コインで貸し出ししているの、コインを入れたら、後はスイッチを切

るのはキーがない限りはできないので、そのまま放置の状態になっている。システムを変えて、終わればスイッチが切れるような状態にできるよう、今後よく検討していきたいとの答弁でした。

その他、慎重審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、継続審査となっております請願第1号産業廃棄物等から自然環境と生活環境を守るための請願書について、本請願書は、去る12月定例会において当委員会に付託され、継続審査となり、3月定例会においてもさらに継続審査となり、6月定例会に及んだものであります。その間、当委員会といたしましては、慎重に取り扱うべく、大所高所から審査をいたしました。現在の状況について、最終的に担当部の答弁といたしまして、これまでに再三にわたって監視を続けている、また地元の方からの連絡があれば、即現場に行つて対応している、今後とも住民の方の迷惑にならないように監視を続けていきたいということでした。

また、平成19年4月23日に、自然環境を守る久北住民の会武沢始氏より、阿波市長に産業廃棄物処理施設の設置に関する再度の申し出書の質問状というのが来ております。回答といたしまして、平成19年6月5日に請願書は、藤田商事(株)が行っている収集業務を中止し、施設の撤去を要望するというものですが、廃棄物処理法に規定されている産業廃棄物には該当しないものですから、行政は業務の中止も施設の撤去も強制はできないものですという回答をいたしております。12月定例会より長期にわたる審査をいたしました。この間において市民部長を初め関係課長等の出席を求め、詳細な説明を聴取し、慎重審査いたしましたのでありますが、採決をするべきということで投票採決の結果、請願第1号については不採択と決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の経過並びに結果の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上でございます。

○議長(三木康弘君) 文教厚生委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

吉田正君。

○8番(吉田正君) それでは、議長の許可をいただきまして、文教厚生常任委員長木村委員長に質問をいたします。

質問事項でございますが、継続審議の第1号産業廃棄物等から自然環境と生活環境を守るための請願書ということでございます。

この請願書につきましては、18年11月20日に久北の阿波市井出口26の1武沢始さんから、紹介議員が三木さん、今の議長でございます。それと、同僚議員の正木さんが紹介議員で提出されております。委員会の意見書で、産業廃棄物処理法規定に抵触していないということで不採択になっております。

ただいま、委員長の方からるる委員会報告ございました。私もなかなか理解しにくい文章だし物件だなと思っております。現実には物が動く品物があるし、非常に悪い。そこで、終わってしまうかなというような品物もございます。非常にこの問題につきましては、行政並びに我々も請願を受けたときには大変な請願が来たなと思いました。この請願書につきましては、けさほど運営委員会でもいろいろ議論しました。その中で、私は法律に抵触していないということで、県なり阿波市の行政が住民に対して答弁を出しております。私も、文章を見た限りでは、非常に目的どおりのことをしなければいけない請願書ということで、これ大変きつもんが阿波市の議会に上がってきたなということは、現実私もそう感じております。

そこで、この後に全体で採決に入るわけでございますが、恐らくこれいろいろな議員の方、考えがいろいろあると思えます。裁判問題の関係もあるだろうし、採決する文章になっているのかどうかということもあると思えます。

私が、今委員長に質問いたしましたのは、この後どういうふうな結果で進んでいくかは予測もできません。それで、現実には今まで11月から7カ月、行政の方からもいろいろ現場に説明に行ったり、現地も見たと思えます。阿波市には、大変立派な環境条例ができております。住民を一番大事に思うと、生活環境、自然環境を守りましょうというようなことがございます。今後、文教厚生常任委員会としましても、きょうの結果がどうあれ、今後なお一層の行政と協議をしながら、この問題、中身の変更があつて、また提出があるかもわかりません。そのときには、いろいろと議員の方、常任委員会でも最善の力を入れてやっていただきたいと思えますので、委員長のご答弁を求めたいと思えます。

○議長（三木康弘君） 木村松雄君。

○文教厚生常任委員長（木村松雄君） ただいま8番吉田議員からの委員長報告に対する質疑ということでございますが、この請願書につきましては、当初昨年11月20日に武沢始さん、そして紹介議員が三木康弘さん、同じく正木文男さんより提出されておりました。

て、当委員会、私どもの文教厚生委員会に付託をされました。そしてそれから、文教厚生委員会といたしましても対処すべく、先ほど申し上げましたように、大所高所から慎重なる審査を行ってまいりました。去る3月の委員会におきましても、地元の方々、あるいは関係各位と再々と協議する必要があるから6月議会までの時間をいただきたいという申し入れによりまして本議会まで継続となっておりますが、やはり住民の皆さん方の思っておられる阿波市は、環境基本条例を遵守して久北地区の藤田計夫商店と、ともどもに生活ができるような、そういう方向で私どもは今後どういう形で請願が来ても、また要望書が来ても、やはり住民の皆さん方の環境を守っていくという方向には間違いはございませんので、そのような基本的な姿勢は絶対に崩さないように委員会としても対処、対応をしてみたいと考えておりますので。今回不採択になりましたことにつきましても、やはり現状の状況として、法的なことも勘案いたしまして、結果的に採決の結果不採択となりました。不採択になりましたからといって、全く関知しないとか、そういうものじゃございません。今後も、やはり地域住民の皆さん方の環境を守っていく、これは当然のことでございますので、どうかその趣旨をご理解を賜りたいと思いますので、答弁にはならないと思いますが、どうかご理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三木康弘君） 吉田正君。

○8番（吉田 正君） ただいま丁寧に委員長の方から答弁をいただきました。

私が一番心配するのは、ああいう施設が民家の密集地ということで、これ非常に地域住民は迷惑をこうむっております。これから委員長にもいろいろ気を使っていただいたり、行政側にもいろいろと指導なりして、やっぱり住民が安心して暮らせるような阿波市をつくっていただくのが基本だと思いますので、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

私の質疑を終わります。

○議長（三木康弘君） 木村委員長。

○文教厚生常任委員長（木村松雄君） 私どもといたしましては、久北地区に限らず、やはり阿波市全体を緑豊かな自然を守り、自然環境を守っていく、これは当然の方針でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。答弁とさせていただきます。

（8番吉田 正君「議長、終わります」と呼ぶ）

○議長（三木康弘君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長児玉敬二君。

○産業建設常任委員長（児玉敬二君） 議長の指名がございましたので、産業建設常任委員会の審査の結果並びに経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る2月28日全員出席のもと会議を開き、付託されました条例改正ほか市長提出議案3件について慎重に審査を行いました。

議案第47号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第53号字の区域の変更について、議案第54号阿波市道路線の認定についての議案については、それぞれ理事者より詳細に説明を受け、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、産業建設関係のその他についてですが、地元業者の育成に関し、委員より、指名入札などにおける地元業者、地場産業育成について再度指名審査委員会でも努力していただくということを産業建設委員会においてもきちんと聞かなくてはいけないということ、本委員会としても市の方へ要望などをしていくべきでないかとの質疑があり、理事者より、市内の業者については、特に地域づくりの担い手ということで、支援、育成は今後とも重要な課題であると思う。その中で地域割り、分割施行などができるだけ行えるという配慮も含めて、最終的には指名審査委員会の中で決定しており、そのように念頭に置いて努力していくつもりである。ただ、全国知事会などでの流れ、県などにおける一般競争入札の拡大、電子入札の導入といった中で、地元業者の育成をどのように進めていけばいいのかを現状のものをある程度見きわめながら組み立てる必要があるのではないかとの答弁でした。この後、委員から提案のありました委員会として市の要望などについて諮った結果、全会一致で本提案に賛同することに決定をいたしました。

市営住宅に関し、複数の委員より、市営住宅への入居者は今後も抽せんばかりで決定するのか。入居を希望する方の事情もあり、区割りなども含め、事務取扱について幅広く考えてもらいたい。また、阿波町にはたくさんの空き家になっている住宅があると思うので、修繕して、できるだけ入居できるようにしてほしい。水洗化されていない団地があるが、補助事業で水洗化する方法はないのか、また耐震化の計画はあるのかなどの質疑があり、理事者より、基本的には抽せんにより入居を決定するが、特例に該当する方について

は抽せん以外の入居もある。委員指摘の空き家について、改修を含め、担当部署において調査し、検討の委員会などを立ち上げて、年次的な改修などについて協議し、早く結論を出したいと思う。水洗化については、補助事業はあるが、あわせて耐震化の問題があり、金額的に大きくなるので、計画は大変かと思うが、市単独事業となると、また事業費が大分かかるので、これもまた計画が必要と考えているとの答弁でございました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

○議長（三木康弘君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で常任委員長の報告を終わります。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論……。

正木文男君。

○3番（正木文男君） どの部分の討論というか、今の全体をやるんでしょうか。

○議長（三木康弘君） 小休します。

午前11時37分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正木文男君。

○3番（正木文男君） 請願については別に討論という形でお願いしたいと思います。

○議長（三木康弘君） 小休いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（三木康弘君） 小休前に引き続き会議を開きます。

それでは、通告はございませんので、討論なしと認めて、直ちに採決をいたします。

日程第2、議案第43号平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第44号平成19年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第45号平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第46号阿波健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第47号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第48号阿波市体育施設条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第49号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）請負契約の締結についてから日程第10、議案第51号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第3工区）請負契約の締結についてまでの3件を一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第53号字の区域の変更についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第54号阿波市道路線の認定についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、請願第1号産業廃棄物等から自然環境と生活環境を守るための請願書についての討論を許可します。

正木文男君。

○3番（正木文男君） 最後の方になってきたんですけども、ちょっと意見を言わせていただいたらというふうに思います。

本件につきまして、今委員長報告なり委員会の方では慎重審議いただいて、そしてまた継続審査を何回か重ねていただきまして、その結果不採択というようなことになりました。しかしながら、本件について考えてみましたら、被害をこうむっておられます地元の

皆様の感情にかんがみまして、そしてまた確かに法的には難しいという状況ではありますけれども、環境に優しい阿波市建設のために何らかの対応をお願いすべく、本決定に対し反対をいたしたいと思います。かねてから住民の意向を尊重しながら市政運営を進めていくという市政運営の中で住民の意向をどの程度尊重していくかということが問われる状況じゃないかなというように思うわけなので、一応この案件に対しまして、私としては反対意見を述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三木康弘君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 討論なしと認め、討論を終結します。

それでは、採決をいたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は21名です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（三木康弘君） 今の投票用紙には、この自然環境を守る請願に対する賛成の方は丸を、そして反対の方はバツを入れてください。請願に対してです。委員長報告の不採択に対してではありません、請願に対して。

請願書採択の場合は丸、採択しない場合はバツということをお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三木康弘君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票用紙に、この請願を採択することに賛成の方は丸、反対の方はバツと記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼、投票〕

○議長（三木康弘君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番正木文男君、4番笠井高章君を指名いたします。よって両名の立ち会いをお願いします。

投票箱を開き、投票の点検を行います。

〔開 票〕

○議長（三木康弘君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 20票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

その内

賛成 6票

反対 14票

以上のとおり、反対が多数であります。よって、請願第1号産業廃棄物等から自然環境と生活環境を守るための請願書は不採択されました。

~~~~~

#### 日程第14 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

次に、日程第14、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査及び継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付しました申し出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査及び継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定いたします。

お諮りをいたします。

以上で本定例会に付されました事件はすべて終了いたしました。会議規則第7条の規定

により、本日で閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

閉会に当たりまして、市長からごあいさつがございます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

この議会におきまして、冒頭新しく三木議長が誕生されました。心から敬意を表しますとともに、改めてお祝いを申し上げます。また、三木議長には、長い間の議員生活を通じて培われた豊富な経験とすぐれたご見識を十二分に発揮され、円満なる議会運営にご留意され、本日より全議案を終結し、閉会の運びとなりましたことに対しまして心よりお礼を申し上げますとともに、今後とも行政の執行につきましても格別のご指導を賜りますように心からお願いを申し上げます。また、前原田議長には、昨年改選後の初議会におきまして本市の議長に就任されまして、1年余りの間大変いろいろとお気遣いをされながら議会運営に尽くされましたことに対しまして心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。お二人ともに、これからもご健康にご留意されまして、本市発展のためにますます温かいご指導とご協力をお願いを申し上げます。

また、今議会に提案をいたしました議案につきましては、一部議案の撤回ということになりました。このことにつきましては、大変議員各位にはご迷惑をおかけいたしましたけれども、慎重にご審議の上、全議案原案どおりご決議いただき、本当にありがとうございました。また、本議会において賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の市政運営に十分反映をしてみたいと考えております。今後ともなお一層のご支援、ご協力をお願いを申し上げます。

また、今議会では、特に庁舎建設について、あるいは下水処理の構想について、あるいはまた市のまちづくり基本計画方針の職員への周知徹底について等々、たくさんの課題が議論されてまいりました。これらのことにつきまして解決をしていくために、私も初心を忘れることなく、またおごることなく、市民の皆様のご幸せと市勢の発展のために全力で取り組んでまいりたいということを改めてお誓いをいたします。議員各位におかれましても、格別のご指導をお願い申し上げます。

ことは、春先からの少雨の上に、梅雨に入りましても雨の少ない状態が続いております。これから本格的な暑さに向かい、議員各位におかれましては健康に十分ご留意され、引き続き市勢発展のためご活躍をいただきますようお願いを申し上げます。閉会に当たりますての心を込めてのお礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（三木康弘君） これで本日の会議を閉じます。

これにて平成19年第2回阿波市議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞でございました。

午後0時05分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員